

7 建住第 276 号
令和 7 年（2025 年）9 月 24 日

公益社団法人 長野県建築士会会長 様
一般社団法人 長野県建築士事務所協会会長 様
公益社団法人 長野県宅地建物取引業協会会長 様
一般社団法人 長野県建設業協会会長 様

長野県建設部長
（公印省略）

令和 7 年度長野県違反建築防止週間の実施について（依頼）

平素より長野県行政に格別なる御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、違反建築の防止を図るため、別添「令和 7 年度長野県違反建築防止週間実施要綱」に基づき実施することとしました。

つきましては、貴会員への周知をお願いするとともに、所期の目的が達せられるよう格段の御協力をお願いいたします。

（問合せ先）

担 当 建築住宅課指導審査係 吉川

電 話：026-235-7335

ファクシミリ：026-235-7479

E-mail：kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp

令和7年度長野県違反建築防止週間実施要綱

1 目的

長野県違反建築防止週間（以下「週間」という。）は、建築基準法の目的及び内容について周知徹底を図るとともに、違反建築物の発生を防止するための監視活動や行政上の所要の措置を通じて、良好な市街地環境の形成や建築物の安全性の向上に資することを目的とする。

2 期間

令和7年10月15日（水）から令和7年10月21日（火）まで

3 実施主体

長野県（各建設事務所）及び特定行政庁（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市及び塩尻市）

4 重点事項

- (1) 別添、国からの通知「令和7年度違反建築防止週間において重点的に取り組むべき事項について」を踏まえ、過去の立入検査等で違法が確認された建築物等の所有者・管理者等に対する、継続的な是正指導を徹底する。
- (2) 建築工事現場のパトロールの実施により違反建築物の早期発見・把握に努め、違反事項が発覚した場合には、明確な是正期限を定めたいえで、期限内に是正が行われるよう指導する。
- (3) 上記パトロールに併せて、アスベスト調査台帳の精査を図るため、実態調査・現地確認を行い、アスベスト含有のおそれのある建材の有無を確認する。吹付けアスベストのおそれのある物件については、チラシを配布し、含有調査の希望を聞き取る。
- (4) 度重なる指導にもかかわらず、期限内に是正が行われない悪質な事例については、建築基準法第9条による違反是正命令を発するなど必要な措置をとる。
- (5) 違反建築物の是正で必要な場合には、消防、警察、福祉、衛生、労働基準等の関係機関及び関係部局と密接な連携をとる。

5 巡視の実施

期間中、建築活動が活発な地域やアスベスト調査台帳により現地確認が必要な地域を中心に、県管轄区域は「長野県建築指導支援業務委託」による建築指導員と連携し、計画的にパトロールを実施するものとする（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所と、飯田市にあつては飯田建設事務所と、塩尻市にあつては松本建設事務所と連携して実施）。

6 実施結果の報告

実施計画については、**様式1**により**9月30日（火）17時までに、実施結果**については、**様式2～4**により、**10月29日（水）までに電子メール（kenchiku-shido@pref.nagano.lg.jp）**により県建築住宅課指導審査係あて報告する（岡谷市及び諏訪市にあつては諏訪建設事務所が、飯田市にあつては飯田建設事務所が、塩尻市にあつては松本建設事務所が取りまとめ報告）。